

一般社団法人日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会  
理事長候補者選挙規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会（以下、「本会」とする。）の理事長候補者選挙に関する事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員)

第 2 条 理事長は、任期満了の 3 カ月前までに 3-5 名の選挙管理委員を選出する。

(選挙管理委員会)

第 3 条 選出された選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会は理事長の任期満了の 2 カ月前までに、投票用紙を全幹事に送付する。

(選挙)

第 4 条 幹事は、無記名投票で幹事の中から 1 名に投票する。選挙管理委員会は投票用紙を開票、集計し、理事長に報告する。

(理事長候補者の選出)

第 5 条 理事長は、選挙結果に基づき、最も得票数の多い幹事を次期理事長候補者として選出する。

2 最多得票者が理事長候補者となることを辞退した場合には、次点となる幹事を次期理事長候補者として選出する。

3 得票数上位 2 名の得票数が同数であった場合には、理事会の投票数により選出する。

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本 Pediatric Interventional Cardiology 学会としての登記の日より施行する。